

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. マイナンバーの本人確認はお済ですか
- II. 輸出品販売制度の改正について
- III. 事業性評価って結局、どういうことですか？
- § なにわマーケティング大学2016のお知らせ

[今月のトピックス]

- ・助成金情報コーナー
- ・経済産業省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. マイナンバーの本人確認はお済ですか

—お忘れなく！！—

平成26年5月24日番号関連4法案が国会で可決・成立し同年5月31日に公布されました。番号関連4法案とは、1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法案、2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、3. 地方公共団体情報システム機構法案、4. 内閣法等の一部を改正する法律案でマイナンバー制度を成立させるものです。これにより、昨年、市役所・役場から個人番号の「通知書カード」が皆さんに送られてきました。この「通知カード」で「マイナンバーカード」を申請された方も多かと思えます。税務に関して、今年の年末調整からこのマイナンバーが必要となってきます。事業者は甲欄適用で源泉徴収する方に対して、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」をその年の第1回目のお給料を支給するまでにご本人から提出していただきます。その際、マイナンバーの「本人確認」をしなければなりません。もし、この「本人確認」がお済みでない事業者の方がいらっしゃれば、今すぐにでも行ってください。今年の年末調整の段階になってするならば、在職中の従業員さんご本人の分はできるでしょうが、従業員さんご家族の方が東京等の遠隔地の大学等に在籍されていればなかなか連絡が取れない場合があります。また、従業員さんご本人が退職されていれば連絡もとりにくいものです。

ここでは、再度、「本人確認」についてご説明させていただきます。

■ だれが「本人確認」をするのか。

役員・従業員の方のマイナンバーを「本人確認」するのは事業者です。役員・従業員の扶養家族の方の「本人確認」をするのはその役員・従業員の方ご自身です。また、事業者が「本人確認」をする際、誰が行ってもよいのではなく、「個人番号関係事務実施者」だけしか行えません。役員・従業員の方の「マイナンバー」を見れるのは、「個人番号関係事務実施者」だけです。これは個人の情報を守るためであり、もし、「個人番号関係事務実施者」を決めておられないのであれば、今すぐにでも決めてください。

■「本人確認」はどのようにするのか

「本人確認」は「番号確認」と「身元確認」をすることです。

1. 「番号確認」について

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載されているマイナンバーが正しい番号かどうかを「通知書」、「マイナンバーカード」又は、「マイナンバーの記載された住民票」で確認します。

2. 「身元確認」について

役員・従業員の方が本当にそのマイナンバーに記載されたご本人であるかどうかを書類で確認します。その主な確認方法は以下の3つがあり、対面式で行います。

① 役員・従業員の方に「マイナンバーカード」を提示して頂く。

② 役員・従業員の方に「通知カード」と身元確認書類1点（写真付でなければ2点）を提示して頂く。

③ 役員・従業員の方に「マイナンバー記載の住民票」と身元確認書類1点（写真付でなければ2点）を提示して頂く。

3. マイナンバーの提供がない

役員・従業員さんに対して、マイナンバーの提供を求めるも拒絶された場合、法律で定められた義務である事をお伝えし、提供を求める必要があります。再三再四提供を拒まれた場合、提供を受けられなかった経緯を記録し、保存することで事業者の単なる義務違反ではないことを明確にしておいてください。また、事業者側の理由で行わなかったは理由になりませんのでご注意ください。厳しい話として、実際にお給料を支払っていても、マイナンバーがわからない人であれば架空人件費の疑念をもたれます。

■子会社、出向先従業員の注意点

親会社が子会社の従業員のマイナンバーや出向先が出向社員のマイナンバーを直接提供を受けるにはマイナンバーの収集・保管に関する業務委託契約書を締結しておかなければなりません。

■マイナンバーに関し年末調整関係での改正点

1. 平成 29 年分以降「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の取扱い

平成 29 年分以降「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」へのマイナンバーの記載は、前年以前に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」にマイナンバーが記載されそのマイナンバーを帳簿で管理していれば、記載を省略できます。

2. 源泉徴収票への記載

「給与所得の源泉徴収票」について、税務署提出分にはマイナンバーを記載しなければなりません。受給者交付用にはマイナンバーの記載欄がなく、マイナンバーを記載しません。

Ⅱ . 輸出物品販売制度の改正について

—平成 28 年 4 月より見直しが行われました—

輸出物品販売場(免税店)を運営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

輸出物品販売場における免税の適用を受けるためには、一定の方法により販売し、購入者誓約書等を7年間保存する必要があります。

■免税販売の対象となる購入下限額の引下げ

免税販売の対象となる購入下限額は、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜）の合計額が、一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》）は1万円超、消耗品（食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品）は5千円超とされていましたが、今般の改正により、一般物品、消耗品とも5千円以上とされました。なお、同一の輸出物品販売場において、同一の非居住者に対して、一般物品と消耗品のいずれも販売する場合は、一般物品と消耗品ごとにそれぞれ販売価額（税抜）の合計額が5千円以上であるかどうかを判定することとなります。

■非居住者が免税対象物品を海外へ直送する場合の免税手続の簡素化

非居住者が輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際、①国際第二種貨物利用運送事業者と当該物品の輸出に係る運送契約を締結し、②当該販売場に当該運送契約に係る契約書の写しの提出及び旅券等の提示を行い、③当該物品をその場で当該運送事業者（代理人を含む。）に引き渡して海外へ直送する場合には、購入記録票の作成や購入者誓約書の提出等を省略できることとされました。

■商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例

商店街の地区等に所在するショッピングセンター等の大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合又は事業協同組合（商店街振興組合等）の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内で販売場を営営する他の事業者は、当該販売場を商店街の地区等に所在する販売場とみなして、手続委託型輸出物品販売場の許可を受けることができることとされました。この許可を受けるためには、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」に次の書類その他参考となる書類を添付して、納税地の所轄税務署長に申請することとなります。

（添付書類）

- ・販売場の所在する大規模小売店舗が所在する商店街の見取図
- ・免税販売手続の代理に関する契約書の写し
- ・商店街振興組合等の定款の写し
- ・大規模小売店舗の設置者が商店街振興組合等の組合員であることを証する書類
- ・承認免税手続事業者の承認通知書の写し
- ・申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）
- ・許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料（商品カタログなど）

また、当該許可を受けた手続委託型輸出物品販売場と当該商店街の地区等に所在する手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続を代理する一の承認免税手続事業者（免税手続カウンター）は、それぞれの販売価額（税抜）の合計額を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる購入下限額以上かどうかを判定できます。

■購入者誓約書の電磁的記録による提供・保存

非居住者が行う輸出物品販売場への購入者誓約書の提出は、免税対象物品を輸出する旨を誓約する電磁的記録（購入者誓約書の記載事項を記録したものに限り、）の提供によることができることとされました。また、輸出物品販売場を営業者が当該電磁的記録の提供を受けた場合には、次のとおり、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」第8条第1項各号に規定する措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存する必要があります。

以上は、平成28年5月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

■免税対象物品の範囲の見直し

免税対象物品から、「金又は白金の地金」が除かれることとされました。

以上は、平成28年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。



助成金情報コーナー

■トライアル雇用奨励金について

ハローワークや職業紹介事業者等を通じてトライアル雇用（最長3か月間の有期雇用）の求人及び紹介により、次の要件を満たす従業員を雇い入れた会社が利用できます。1. 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する人、2. 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人、3. 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人、4. 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人、5. 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人、6. 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人。なお、トライアル雇用により雇い入れた従業員1人につき月額4万円が、最長3か月分支給されます。

Ⅲ. 事業性評価って結局、どういうことですか？

— 最近、よく聞くけど・・・ —

平成27年9月に金融庁から公表された「平成27事務年度 金融庁行政方針」の中で掲げられた「事業性評価に基づく融資」は、今日、中小企業融資の重要なキーワードとなっています。しかし、「事業性評価」という言葉がやや一人歩きしている感もあり、人によっては少し言葉の捉え方が異なるのが現状です。

そこで、今月号では公表元である金融庁のいう事業性評価について掲載させていただくとともに、事業性評価融資のモデル事例についても簡単に触れさせていただきます。

■金融庁のいう事業性評価とは

金融庁公表の「主要行等向けの総合的な監督指針」における監督上の評価項目に金融仲介機能の発揮についてライフステージごとのソリューションの提案について詳細に示しています。その中で金融機関は、借入先企業の経営課題を把握・分析し、事業の持続可能性を見極め、企業に最適なソリューションを提案し、必要に応じて税理士など外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用するよう求められていることがはっきりと打ち出されています。このライフステージごとに提案するソリューションを支援することのできる金融機関の体制の構築と実践が、事業性評価の実行にほかなりません。しかし、最適なソリューションの提供は企業のライフステージによって、また企業自体の個別的な事情によってさまざまです。金融機関内部でも金融機関担当者の目利き能力の養成に関する研修を取り入れているようですが、企業の実際の経営現場の経験がほとんどない金融機関の人間が事業性評価を習得し、融資実務に生かすのはかなり困難な状況にあると言っても過言ではないでしょう。また、金融庁のいう事業性評価も制度開始から日が浅く事例が少ないのも事実です。

■事業性評価融資のモデル事例

金融庁で公表している事例の一つに、広島銀行の事業性評価のモデルがあります。この事例の肝は中期経営計画の策定支援にあります。担当者が取引先企業の詳細な外部環境・内部環境分析を行い、経営者等との議論を通じて経営課題を抽出し、計画の策定支援をしていくものです。これにより取引先企業とのリレーションを強化するだけでなく、取引先の強み・弱み・商売の流れなどの企業実態を把握していくことで最適なソリューションを提案していこうとする取組みとなっています。

中期経営計画策定を支援する中で、取引先の定量面・定性面の実態やその業界の将来性などを詳細に分析・検討していく作業は、事業性評価の取組みに直結するものとして位置づけられています。



経済産業省情報コーナー

■平成 28 年度補正予算について

8月24日の日刊工業新聞に「ものづくり支援 1000 億円」という記事が出ていました。平成 28 年度第 2 次補正予算案が 8 月 24 日の閣議で決定されたとのこと。平成 28 年度補正予算の中の「地域未来投資促進事業」総額 1000 億円のうち 700~800 億円を、「ものづくり補助金」に充てるという内容が書かれています。ただし、今回も平成 27 年度補正第 2 次公募と同様「経営力向上計画」の認定取得が加点要素となることは確実です。もしこの機会にもものづくり補助金に応募したいということであれば、今すぐ「経営力向上計画」認定取得の準備をしてください。『「経営力向上計画」ってなに?』という方は、TFG ニュース 6 月号・8 月号をご参照くださいませ。



今月のブックマーク

企業や事業所等においてパソコンを使う以上、セキュリティ対策は関心事になりますが、特にウイルスの中でも金銭をだまし取ろうとするものが現れるなど、手口が巧妙化しています。ランサムウェアは感染すると、手持ちのファイルが暗号化されるなど復旧が困難なケースが多いようです。定期的に手持ちファイルのバックアップを取るなども対処法の一つです。

「パソコン内のファイルを人質にとるランサムウェアに注意！」

<https://www.ipa.go.jp/security/txt/2015/06outline.html>

経営者向け“学びの場” のご紹介

「なにわマーケティング大学 2016」を開催！

(大阪府商工労働部主催)

平成23年度より開講し、6年目となる講座が本年度も7月より開講しています。「作る前に考える」「売る前に考える」「売ってみてからさらに考える」をコンセプトとした好評講座です。経営変革に活用してみたいはいかがでしょうか。

(5つの講座から自由に選択可)

- | | | |
|-------|-----------------|------------------|
| 【講座名】 | ・売れるマーケティング発想講座 | ・売れるブランディング講座 |
| | ・売れるプライス戦略講座 | ・売れるWebマーケティング講座 |
| | ・売れる販促広報実践講座 | |

【対象】 経営者・経営幹部 (有料)

※お問い合わせ 大阪府中小企業支援室 06-6210-9504

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … Tax&Financial Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐